

歯科施設基準研修会【外来環・院内感染防止対策】

下記の施設基準に対応する研修会を開催します。

【日時】2023年2月19日(日)

第一部 13:30~15:30 「外来環」の施設基準

※偶発症等に対する緊急時対応、医療事故などの医療安全対策に関する内容を含む
講師 上條 英之氏(東京歯科大学歯科社会保障学)

第二部 15:40~16:40 「院内感染防止対策」(初診料の注1)の施設基準

※歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症への対策を含む
講師 奥山 秀樹氏(長野県保険医協会 副会長)

—共通事項—

【対象】長野県保険医協会会員ならびに会員医療機関に勤務する常勤歯科医師
【開催方法】ZOOM(ウェビナー) 【参加費】無料 【参加申込み切】2/10(金)
※要事前申込。右上の二次元コードまたは同封の申込書でお申込みください。
※各部のみの受講が可能です。参加された先生には後日修了証を発行します。



事前申し込み

講習会 超高齢社会における難聴を取り巻く問題点

日本の耳科学、聴覚医学における第一人者の小川先生より、難聴を取り巻く問題点や、日常の医療・介護現場での難聴者への留意点などを解説いただきます。

【日時】2023年2月12日(日) 13:00~15:00

【講師】小川 郁 医師

(慶應義塾大学教授、オトクリニック東京 院長)

【対象】県内医療従事者・介護従事者

【会場】Zoom ウェビナー 【参加費】無料

【申込方法】要事前申込。本紙同封の申込書又は協会HPからお申込みください。



保険医年金 お申込のお礼とお知らせ

昨年9月~10月にかけて行われた保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今回お申込み頂きました1月1日加入分の加入者証につきましては、2月上旬に担当生保職員が持参もしくは県保険医協会から郵送にてお届けする予定となっておりますので今暫くお待ちください。

休業保障にご加入の先生へ

必要書類のご説明もさせていただきますので、休業される際は、まずは保険医協会へ状況をお知らせください。
(☎026-226-0086)



Q. 病気で休業することになりましたが、必要書類は何ですか。

A. 加入者本人に記載して頂く状況報告書と主治医による医療証明書です(勤務医の先生については勤務先医療機関からの休業証明書が併せて必要となります)。状況報告書については1通ですが、医療証明書については、複数医療機関を受診された場合は医療機関毎の医療証明書が必要になる場合がございます。

また、県保険医協会では「保険医休業保障共済保険」と「開業医共済休業保障制度」の2制度の取扱いがあるため、両制度加入の場合は制度ごとに書類が必要となりますことをご了承下さい。なお、休業分は月単位(数カ月分まとめでの可)もしくは復業後一括でご請求ください。

長野県保険医協会の会員数
1,324名(医科738名、歯科586名)
1月6日現在

活動日誌

- 1/6 福祉医療費給付制度の改善をすすめる会
- 1/12 北信越ブロック事務局長会議、「保険で良い歯科医療を」全国連絡会世話人会、保団連医療運動会議
- 1/13 社保協運営委員会・国保部会
- 1/15 医療トラブル対応セミナー
- 1/17 歯科部会
- 1/18 「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会
- 1/20 社保協介護部会

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介している。12/1~12/31間は医科のみ2件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
あるぷすメンタルクリニック	精	390-0817	松本市市上4-16西口ビル5階	0263-87-6914	小笠原 紘輔	1	無	令和5年1月1日
びわレディースクリニック	婦	380-0823	長野市南千歳1-1-1ながの東急百貨店本館6階	026-217-4232	井吹 ゆき	1	無	令和5年1月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。

保険かわら版

医科 在宅点数 Q&A

在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料

Q1: 同一月に、自宅への訪問診療を1回行った後、施設入居時等医学総合管理料の対象となる施設に患者が入居し、2回目の訪問診療はその施設への訪問だった場合、いずれの点数を算定するのか。

A1: 施設入居時等医学総合管理料を算定する。ただし、同一月において、在宅時医学総合管理料を算定する居宅への訪問診療料を2回以上算定した場合には、施設入居時等医学総合管理料の対象となる施設への訪問診療の実施回数を問わず、在宅時医学総合管理料を算定する。

Q2: 同一の建物に、自院で訪問診療を行い在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料を算定している患者が10人いたが、ある月の途中でそのうちの1名が死亡した場合、当月の単一建物診療患者の人数は何人になるか。

A2: 当月の、当該建物における在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料の算定人数で判断するため、以下のいずれかとなる。

①月途中で死亡した患者についても、当月に在宅時医学総合管理料又は施設

入居時等医学総合管理料を算定していた場合は、その人数も含めるため単一建物診療患者は10人となる。

②訪問診療前に往診で看取った場合等、月途中で死亡した患者については在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料を算定しなかった場合は、単一建物診療患者は9人となる。

在宅自己注射指導管理料

Q3: 在宅自己注射指導管理料を算定している患者に、インスリン等の注射薬のみ投与した場合は、処方料(院外処方の場合は処方箋料)、特定疾患処方管理加算は算定できるか。

A3: いずれも算定できない。

Q4: 在宅自己注射指導管理料について、前月に処方した自己注射の薬剤が余っていたため、当月は自己注射薬剤を処方しなかった場合でも、指導管理料は算定できるか。

A4: 算定できる。なお、長期投薬で処方のない月が長くなる場合は、レセプトの「摘要」欄に注記するのが望ましい。

ただし、アドレナリン製剤(エピペン)については、処方と同時に自己注射に関する指導管理を行った場合に限り、在宅自己注射指導管理料が算定できるとされており、処方がない月には算定できないので留意されたい。

理事会便り

12/27 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30~21:15 出席役員: 宮沢会長、池上、市川、奥山、林(春)、三田各副会長、雨宮、布山、山崎、米田各理事、議長: 林(春) 副会長

■報告・承認

- 1. 11月度理事会の議事要録、12月会務報告、9月会計報告について承認。
- 2. 3月開催の「ゼロの会」オンラインイベントに名義後援及び案内を了承。

■協議事項

<医療運動課題>

- 1. 医療情勢並びに当面の医療運動課題...23年度税制改正大綱、安保関連3文書の見直し、全世代型社会保障構築会議の報告書、後期高齢者保険料引き上げ、介護保険制度改革、かかりつけ医制度をめぐる動き、改正感染症法と新型コロナ対策、子ども医療費助成、インボイス制度など報告。◆医療、介護保団連署名の最終案について協議。
- 2. オンライン資格確認システム導入

義務化・保険証廃止撤回の運動...中医協議論に向け、12月21日付けで要望書を提出した旨報告。経過措置等の議論をふまえ、中医協答申に対する理事会声明を協議・決定。

3. コロナ禍における高点数理由の個別指導の運用に関する要望書について協議したが、提出は見送ることを決定。

4. 保険でより良い歯科医療を求める請願署名について、歯科部会で2~5月の実施を確認、承認。

<保団連代議員会>

長野からの発言通告(案)について以下の3点で提出することを決定。

- ①物価高騰等に対する診療報酬の緊急引き上げ、②オン資導入義務化への法的対応の追求、③補聴器補助運動について。

<第44回定期総会の準備>

- 1. 開催日を3月21日(火・祝)、記念講演の講師を荻原博子氏に決定。アルピコプラザホテル(松本市)を仮予約、総会議事、記念講演、懇親会(予定)でスケジュールを詰める。
- 2. 議案書の原案について、協議は次回理事会で行うこととした。